



消音器の除去等の 改造を加えたプレジャーボートは 琵琶湖では **航行禁止** です!!



琵琶湖において消音器等を除去する改造を加えた水上オートバイが確認されています。

【滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例】

第16条 プレジャーボートの操船者は、消音器の除去、消音器の騒音低減機構の除去その他の騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造で規則で定めるものを加えたプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。

【滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則】

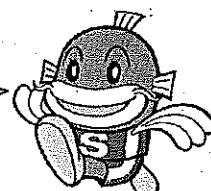
第7条 条例第16条の騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造で規則で定めるものは、次に掲げる改造とする。

- (1) 消音器の除去
- (2) 消音器の騒音低減機構の除去
- (3) 消音器の騒音を低減する機能が著しく劣る消音器への交換

**消音器の除去などの改造を加えたプレジャーボートの排気騒音は、
地域住民や他のレジャー利用者への迷惑となります！**

■上記のような改造を加えたプレジャーボートが確認された場合、操船者に対し、小型船舶操縦免許証、船舶検査証書、船舶検査手帳の提示を求めるとともに、当該プレジャーボートの保管施設への立入調査を行うことがあります。

**改造プレジャーボートの
持込み、航行はやめましょう！**



みんなで守ろう！琵琶湖ルール



ー お問い合わせ先 ー

滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課

TEL 077-528-3485 FAX 077-528-4847